

外国人地域交流活動促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人地域交流活動促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域における国際交流活動を支援することで、地域に住む外国人県民と日本人県民の相互理解の増進を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象者は、公益財団法人山口県国際交流協会の国際活動団体に登録している（第5条に定める申請と同時に登録申請を行う場合を含む。）団体（以下「団体」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる取組は、団体が、山口県内において、自主的・主体的に取り組むものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域に住む外国人県民と日本人県民の交流を促進する取組であること。
- (2) 外国人と関わりのある企業や大学等と連携・協働して行う取組であること。
- (3) 将来的な自走を目指す取組であること。
- (4) これまで実施したことのない新たな取組であること。
- (5) 取組の経費が、規則第4条第1項の交付決定日以降に発生するものであること。
- (6) 営利を目的とする取組でないこと。
- (7) 宗教的、政治的又は商業的な宣伝意図がある取組でないこと。
- (8) 主たる目的が観光・興行などの取組でないこと。

3 補助金の交付の対象となる経費の区分は、別表に定めるとおりとする。ただし、別に補助金等の交付を受けている場合、補助対象経費の総額から当該補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助率及び補助上限額)

第4条 補助金の補助率、上限額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助率 2分の1
- (2) 補助上限額 25万円

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知する日とする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 補助金の増額を伴う変更

(2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更

(実績報告)

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第12条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

2 知事は、事業の遂行上必要があると認める場合には、補助金交付決定額の範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第9条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者が、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金(概算払)請求書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費区分表

①謝金	講師料、通訳者等への謝礼等
②旅費	事業実施に必要な交通実費及び宿泊費等 自家用車による移動は、30 円/km として計算したもの ※公共交通機関による移動の場合は実費/特別料金（グリーン車両乗車等）は対象外 ※宿泊費は 11,000 円以下、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代を含む）は 2,400 円以下
③消耗品費	消耗品の購入費、少額資産の購入費、コピー代等
④印刷費・ 広告宣伝費	資料等の印刷、立看板等の制作、広告掲載料等
⑤通信運搬費	切手やはがきの購入、メール便・宅配料等の送料、資器材の運搬料
⑥使用料・ 賃借料	会場使用料や付帯設備使用料、機器等の借料、著作権使用料、バス借上料、高速道路利用料等
⑦委託費	外部に運営等の一部を発注する経費
⑧保険料・ 手数料	イベント保険料、振込手数料等
⑨その他の 経費	知事が特に必要と認める経費
※対象とならない経費 ・役員・常勤職員等に係る経費 ・人件費や謝金（会員の労務や技術に対して支払われるものを含む。） ・飲食費（事業に不可欠なものは除く。） ・参加者個人に対する旅費・宿泊費 ・団体運営費（家賃、光熱水費、電話料など通常の団体運営経費） ・土地、建物、設備その他の固定資産（少額減価償却資産を除く。）の取得、整備又は除却に要する経費 ・公租公課 ・その他補助事業の実施に係る直接経費と認められない経費	